

## 事業事前評価表

国際協力機構人間開発部社会保障課

## 1. 案件名

国名：コロンビア共和国

案件名：和名 障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンプロジェクト

英名 Project for Social Inclusion of Conflict Victims with Disabilities

## 2. 事業の背景と必要性

## (1) 当該国における社会保障(紛争被害者・障害者)セクターの現状と課題

コロンビア共和国(以下、「コロンビア」)では、反政府ゲリラ組織、極右非合法武装組織と政府軍・警察との国内武力紛争が 40 年以上続いた結果、治安が著しく悪化していた。ウリベ前政権(2002-2010)のゲリラ討伐作戦、サントス現政権(2010~)の左翼ゲリラとの和平交渉により、現在、治安は改善されつつある。

その一方で、長年の紛争により、地雷被災等に起因する障害者が多く存在しており、彼らに対する支援が喫緊の課題であった。JICA は、2008 年 8 月から 4 年にわたり、「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト」を実施し、その結果、総合リハビリテーションの強化が図られた。他方、障害のある紛争被害者については、リハビリテーション体制の強化のみならず、生計手段の獲得を前提とする社会復帰を含め、社会参加、ソーシャルインクルージョンを推進する必要性が強く認識された。

サントス政権は紛争被害者の救済に力を入れているものの、障害のある紛争被害者の実態把握は不十分であり、障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンのための具体的な方策や各関係機関の役割分担等も明確にされていない(注)。

そのため、本事業において、初めにベースライン調査を行って障害のある紛争被害者の実態を把握し、その調査結果に基づき、障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンを実現するための戦略(方法論や役割分担を含んだ実施要領)を作成して、その実施を推し進めることとするものである。

注) 現行のサントス政権(2010 年~)は、紛争被害について国家としての責任を認め、2011 年 6 月、国内紛争の被害者を包括的に支援するための法律第 1448 号「被害者・土地返還法」(以下、「被害者法」)を施行。被害者法に基づき、2021 年までに紛争被害者として推定される 560 万人(全人口の約 12%)の救済を行うことを決定。紛争被害救済の中心的な役割を担う機関として「被害者支援総合補償ユニット」(以下、「被害者ユニット」)を創設。2013 年には、法律第 1618 号「障害者権利の完全な実行の保障」(以下、「障害者権利実行保障法」)が成立。

同国の総人口の約 6.3%が障害者である事実(2005 年国勢調査)に鑑みれば、障害のある紛争被害者は少なくとも 35 万 3 千人程度は存在すると推定されるが、2012 年度政府統計(被害者統一記録)によれば、障害のある紛争被害者は 3 万 8 千 244 人(総紛争被害者の約 0.7%)とされている。

## (2) 当該国における開発政策と本事業の位置づけ

2010～2014年の国家開発計画「全国民のための繁栄」では、障害者とその家族のソーシャルインクルージョンを保障するためのあらゆる活動を強化する必要性が述べられている。

## (3) 我が国及び JICA の援助方針と実績

本事業は、対コロンビア共和国国別援助方針(2013年3月)の「均衡のとれた経済成長」(重点分野)で目指している「長年の紛争の影響で発生した国内避難民、投降兵士や地雷被災者の経済的・社会的再統合への支援を通じ、地域コミュニティの安定化を図る取組」に該当する。また、対コロンビア共和国事業展開計画においては、同重点分野の中の2つの開発課題のうち、「地域のエンパワメントの促進」に位置づけられ、「地域開発プログラム」に含まれる。

## (4) 他の援助機関の対応

現在、コロンビアにおいて、平和構築分野とりわけ紛争被害者と障害者関連の協力活動を行っている我が国以外の主要な援助機関は、国際連合児童基金(UNICEF)、国連開発計画(UNDP)、国際移住機関(IOM)、アメリカ合衆国国際開発庁(USAID)、米州開発銀行(IDB)、Handicap International(国際 NGO)等である。

UNICEF と Handicap International は主にリハビリテーションに関する地雷被災者の支援、IOM と USAID は地域に根ざしたリハビリテーション(Community-based rehabilitation)や障害者登録制度に関する情報システムの強化などの支援を実施している。また、UNDP は地雷被災者の生計手段獲得や紛争被害者の就労支援、IDB は障害者全般の就労支援を実施している。

これらの活動は、本事業が目指しているソーシャルインクルージョン全般をカバーする戦略構築ではなく、また、本事業とは異なる地域を対象にしているが、いずれも障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンに関する問題の一部に触れるものである。よって、これらの活動や成果は、本事業の戦略策定にあたり、参考とすべきである。

また、本事業により、ソーシャルインクルージョン全般をカバーする戦略が策定されれば、これらの活動の促進につながると考えられる。

## 3. 事業概要

### (1) 事業目的(協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業では、まず、ボゴタ及び第一次パイロットサイトにおいて、ベースライン調査を行う。その後 2-3 年を目処に、調査結果に基づき、第一次パイロットサイトにおいて、①障害のある紛争被害者の能力強化、②障害のある紛争被害者やその家族、関係機関や地域社会等を対象とした障害啓発、③物理的環境・交通機関・情報通信等に

おけるアクセシビリティの改善等の活動に取り組みつつ、これら活動を通じて得た経験を、障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンのための戦略としてとりまとめる。その後、プロジェクトの後半において、同戦略の有効性を検証するために、第二次パイロットサイトにおいて同戦略を実践し、その内容を検証する。なお、第一次パイロットサイトにおいても、プロジェクトの後半期間はカウンターパート機関によって、活動が継続される。

本事業は、パイロットサイトにおける同戦略の実施促進を図り、もってパイロットサイト以外の市における障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンのための戦略の策定にも寄与するものである。

## (2) プロジェクトサイト／対象地域名

紛争被害者数や自治体の能力等を勘案し、パイロットサイト(第一次、第二次)としてプロジェクトの実施が適切な地域について、以下のとおり選定した。

- ボゴタ(人口約 750 万人、面積 1776km<sup>2</sup>)
- 第一次パイロットサイト(有力候補地)
  - ・アンティオキア県グラナダ市(人口約 0.98 万人、面積 183km<sup>2</sup>)
  - ・サントアンドレス県エルカルメン・デ・チュクリ市(人口約 1.9 万人、面積 940km<sup>2</sup>)
- 第二次パイロットサイト(有力候補地)
  - ・上記両県内の優先市(第一次パイロットサイト以外の市)

## (3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者:(6)の相手国実施機関、最終受益者:第 1 ターゲットグループ 障害のある紛争被害者、第 2 ターゲットグループ その他の障害者

## (4) 事業スケジュール(協力期間):2014 年 7 月～2019 年 7 月(計 60 ヶ月)

## (5) 総事業費(日本側):約 3.5 億円

## (6) 相手国側実施機関:被害者ユニット、保健社会保障省、副大統領府対人地雷総合アクション大統領プログラム(以下、「PAICMA」)、国際協力庁

なお、PAICMA や保健社会保障省は、「地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト」(2008 年 8 月～2012 年 8 月)のカウンターパートであった。同プロジェクトの実施経験に基づき、強いコミットメントとオーナーシップが期待できる。

## (7) 投入(インプット)

### 1) 日本側

- ①長期専門家3名(各60M/M):チーフアドバイザー/障害者ソーシャルインクルージョン、障害者エンパワメント、人材育成/業務調整
- ②短期専門家:リーダー育成、ピアカウンセリング、バリアフリー、障害啓発、リハビリテーション等
- ③本邦研修実施と経費:行政官研修、リーダー育成等
- ④現地活動費(5年間):調査費、コロンビア国内研修経費、資料作成費、広報ツール作成費、広報活動経費等

## 2)コロンビア国側

### ①人材

#### ー中央レベル

- ・運営管理人材:プロジェクトディレクター(被害者ユニット)
- ・専門技術人材:被害者ユニット、保健社会保障省、PAICMA、国際協力庁、その他関係機関

#### ー地域レベル

- ・運営管理人材:プロジェクトリーダー(被害者ユニット地方支部)
- ・専門技術人材:県庁代表、県保健局代表、市役所代表、その他関係機関

### ②人件費とその他の経費

コロンビア側各人材の給与(各組織が負担)、合同調整委員会(JCC)等出席のための費用、第二次パイロットサイトでの現地活動費等

### ③施設

日本人専門家執務室(被害者ユニット、県)

\*各種委員会開催経費はJICAとコロンビア側実施機関共同で負担する

## (8)環境社会配慮・貧困削減・社会開発

### 1)環境に対する影響/用地取得・住民移転

#### ①カテゴリ分類:C

②カテゴリ分類の根拠:本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性および影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であるため。

## (9)関連する援助活動

- 1)我が国の援助活動:ボランティア派遣との連携の検討。
- 2)他ドナー等の援助活動:2(4)で記載のとおり。

## 4. 協力の枠組み

### (1)協力概要

- 1)上位目標:パイロットサイト以外の市で障害のある紛争被害者のソーシャルインク

ルーションが促進される。

指標：本プロジェクト成果が、紛争被害者への総合的な対応、支援、回復のための公共政策及び障害に関する国の公共政策実施に組み込まれる。

2) プロジェクト目標：パイロットサイトにおいて、障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョン戦略が促進される。

指標1. 障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョン戦略及びその有効性がプロジェクト関係機関により承認される。

指標2. パイロットサイトにおいて、プロジェクトの対象となった障害のある紛争被害者の少なくともXX%が、社会的に受け入れられていると感じている。

3) 成果

1. 第一次パイロットサイト及びボゴタにおけるベースライン情報、プロジェクト実施とインパクトに関する指標測定のために必要な情報がまとめられる。
2. 第一次パイロットサイトにおいて、障害のある紛争被害者とその組織の能力が強化される。
3. 第一次パイロットサイトにおいて、障害に関する啓発の取り組みが強化される。
4. 第一次パイロットサイトにおいて、障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョンのために必要なアクセシビリティが改善される。
5. 第一次パイロットサイトにおいて得られた成果と第二次パイロットサイトにおける検証に基づき、ソーシャルインクルージョン戦略がまとめられる。

## 5. 前提条件・外部条件（リスク・コントロール）

(1) 前提条件

特になし

(2) 外部条件

紛争が起こらない、紛争被害者および障害者に関する政策に大きな変化がない

## 6. 評価結果

本事業は、コロンビアの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

## 7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) コスタリカ国「ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化」(2007年-2012年)

① 類似案件の評価結果

同案件は、紛争被害者を対象としたものではないが、リハビリテーションや就労を含めた障害者のソーシャルインクルージョンを目的としている点で、本事業の類似案件といえる。同案件は、事業開始当初、障害当事者のニーズを十分に把握で

きないまま環境整備を進めていたが、事業期間中に「障害者のエンパワメント」の達成を成果に加えたことで、障害当事者の事業への参加が促進され、また障害当事者団体の能力が強化された。それにより、障害者のニーズが事業に反映され、プロジェクト終了後も活動が持続していくことになった。ソーシャルインクルージョンの実現においては、行政機関等サービス提供側の能力強化に加え、裨益者の積極的な参画があつてこそ、大きな効果が得られる。

#### ②本事業への教訓(活用)

本事業は、障害のある紛争被害者のソーシャルインクルージョン戦略を形成し、その実施を促進することを目的とするものであり、障害当事者のニーズを適切に把握することが重要であることから、成果2として障害者のエンパワメントを盛り込んだ。

### 8. 今後の評価計画

#### (1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1)のとおり。

#### (2) 今後の評価計画

事業開始 6 ヶ月以内    ベースライン調査

事業終了 3 年後        事後評価

以 上